平成２１年（フ）第３６１号
愛媛県松山市道後緑台10番７号　ラディエンス道後102号
債務者　岡田美津子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８２号
愛媛県松山市春美町６番14号
債務者　欄所　　博
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９４号
愛媛県松山市山西町870番地１　シティハイツ金沢205号
債務者　小藤　雅之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
愛媛県松山市中村２丁目５番24号　パールハイツ蘭401号
債務者　石川　勝統
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９９号
愛媛県松山市中村２丁目５番24号　パールハイツ蘭401号
債務者　石川まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０３号
愛媛県松山市来住町1488番地８
債務者　大野　　航
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
愛媛県伊予市下吾川1381番地１
債務者　八塚　香里
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
宮崎県都城市妻ケ丘町２街区16号　第３コウヨウビル201号
債務者　岩崎　千秋
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市高麗町22番28号　サミクラウス21―301号
債務者　溝口　友子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
鹿児島県いちき串木野市口之町56番地１
債務者　田畑　美弥
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市国分上井964番地28
債務者　宮原　節子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田788番地１　クリーンハイツ102号
債務者　瀬尾　和美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
鹿児島県姶良郡加治木町本町317番地１―２号
債務者　梅元　和博
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目17番５号　旭サンハイツ102号室
債務者　加藤　矢恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
北海道浦河郡浦河町字西幌別番外地
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
北海道日高郡新ひだか町三石旭町49番地の７
債務者　三宅　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
岩手県花巻市本舘412番地５　グランデ本舘５番館102号室、住民票上の住所岩手県花巻市下幅23番15号
債務者　牛崎美香子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１５１号
宮城県加美郡加美町字北原42番地29
債務者　佐々木謙一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係